

[税務]課 行 政 經 営 計 画 書 (総 括 表)

■事務事業の総括

[illegible]

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 税務課	予算科目 款-項-目(事業)	02-02-01(一般管理事業)
事業名	一般管理事業		

■ 基礎情報

目的	課税事務、収納事務の円滑化を図る		
事務内容	・小牧税務推進協議会に係わること ・小牧法人会大口支部に係わること ・尾北納税貯蓄組合連合会に係わること ・青色申告会大口連絡協議会に係わること ・租税教室に係わること		
現在における経過又は課題	・小牧税務推進協議会は、国税、県税及び小牧税務署管内の市町との連絡会議であり、情報交換、税の専門知識の向上のため研修会や確定申告が円滑に行えるように勉強会の開催、さらには管内優良納税者の表彰も行っている。 ・小牧法人会大口支部では、定期的な役員会や総会が行われるが、極力出席して税に関することや様々なことを情報発信することにより、少しでも『税』を身近に感じてもらえるよう努めていくことが必要である。 ・尾北納税貯蓄組合連合会は、税を考える週間時に啓発活動の一環として、税に関する作文と習字の優秀作品の表彰を行い、習字においては役場ホールに展示をしている。 ・青色申告会大口連絡協議会は、青色申告の推進や税を考える週間時に啓発活動の一環として、啓発文が書かれたプランターに花の苗の植栽を行い、それを役場玄関及び健康文化センター入口に春まで設置をし、税の啓発を行っている。 ・租税教室は、小学生のうちから税の目的・仕組み・使われ方を理解してもらい、将来の税務行政に対する協力・理解・信頼を深めてもらうことが開催目的であり、さらに納税意識の高揚へとつなげ、収納率の向上へと結びつくようにすることが課題である。		
令和 5 年度の目標又は改善策	・各種団体と協力して、税の啓発に努め、納税意識の向上を図る。 ・税務協議会と協力して、小中学校の児童生徒に対して、租税教室を実施し、若い時から納税意識を育てる。 ・会議や研修会等に進んで参加し、情報交換、情報収集や税知識の向上に努める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標	税の啓発							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	税に関する職員の資質向上に努める。					
	項 目（単位）	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	会議や研修会等に積極的に参加し、税に関する情報収集や事務処理方法の情報交換を行い職員の資質向上に努める。
R7 年度	会議や研修会等に積極的に参加し、税に関する情報収集や事務処理に対する情報交換を行い職員の資質向上に努める。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	小牧法人会大口支部第1回役員会
5	小牧法人会大口支部総会、小牧税務推進協議会理事会・総会、租税教育推進協議会総会、尾北納税貯蓄組合連合会総会、青色申告会大口連絡協議会総会
7	小牧法人会大口支部第2回役員会
8	小牧税務推進協議会理事会
9	租税教室講師養成研修会、小牧法人会大口支部第3回役員会
10	小牧税務推進協議会税務セミナー、同広報部会、同理事会
11	尾北納税貯蓄組合連合会税を考える週間啓発活動・作品展示、青色申告会大口連絡協議会税を考える週間啓発活動、納税表彰式、小牧税務推進協議会課税部会、担当者研修（確定申告）
12	
1	小牧法人会大口支部第4回役員会、租税教室
2	小牧税務推進協議会確定申告相談・応援者研修会
3	
	小牧法人会大口支部第5回役員会

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・小牧税務推進協議会及び近隣市町の連絡会議には、課長及び担当職員が出席し、税務署職員・県税事務所職員・近隣市町税務担当職員と事例研究及び情報交換を行った。
- ・小牧法人会大口支部で開催される役員会や総会に職員が出席し、町内企業の代表の方に、税や町政に関する情報発信を行い、小牧法人会大口支部の会員の方との交流を深め情報交換を行った。
- ・尾北納税貯蓄組合連合会が主催する中学生の作文コンクールや青色申告会が行う税に関する習字の作品展に協力すると共に、会議や事業に出席し、団体が目的とする税の周知・理解を支援した。
- ・小牧税務署が主催して開催する租税教室の講師研修会に税務課職員が参加し、町内の小学校で大口町独自のプログラムを加えた租税教室を開催した。

■評価

- ・小牧税務推進協議会主催の研修会に参加し、国税の方針やノウハウを学び、住民の方の国税についての問い合わせ等にも対応出来るように、知識を深めることが出来た。
- ・近隣市町との連絡会議で、各市町で実際にあった事例を題材に、各市町の対応方法等意見交換を実施することで、本町での税務事務の改善に繋がった。
- ・小牧法人会大口支部の役員会で税や町政に関する情報発信を行うことにより、税の理解や周知の一助とし、適正な納税の理解に努めた。
- ・尾北納税貯蓄組合連合会や青色申告会の作文の表彰式や習字の展示に協力することにより、団体活動の支援と団体の活動の目的である税の周知・理解に協力することが出来た。
- ・本年度も租税教室を実施し、児童に税の仕組みや納税の意義について理解してもらうことが出来た。ただし、開催時期について学校側との調整がつかず南小学校のみでの実施となった。

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 税務課	予算科目 款-項-目(事業)	02-02-03(町県民税事務事業)
事業名	町県民税事務事業		

■基礎情報

目的	町が実施する福祉・教育・建設・ごみ処理等の様々な行政サービスを提供するための財源の確保		
事務内容	・ 個人課税資料（給報・申告書）収集 ・ 個人の課税資料登録と課税計算 ・ 法人からの申告や納付等の管理	・ 特別徴収事務 ・ 普通徴収事務 ・ 年金特徴事務 ・ 法人町民税事務	
現在における経過又は課題	適正かつ公平な課税を行うため、未申告者に対して文書勧奨等注力しているが、申告を得られないケースもあり、その対応に苦慮している。 申告書合算（4月上旬）から課税計算までの短期間で行うチェック件数が大変多く、チェック事項の前倒し等の事務改善を行っており、スケジュール管理が重要となる。 確定申告大口会場を毎年設置しているが、自宅で申告できる e-TAX やスマホによる申告を新型コロナウイルス感染防止対策の観点からも、税務署とともに推進している。確定申告受付データや扶養是正情報等データを電子にて送信することで、税務署との連携強化に取り組んでいる。 また、経験年数問わず、正確な課税事務を進めていく上で、事務の効率化、マニュアルの整備を行い、セキュリティ対策の知識も高めていく必要がある。 e-LTAX や国税連携の電子媒体によるデータ連携について、より知識を深め活用していく必要がある。 帳票作成について、電子化に伴い減少傾向にあるが、コスト面も考慮しながら、納税通知書発送のスケジュール管理を行う必要がある。 法人町民税法人税割額は、景気動向に左右され非常に不安定であるため、予算見積もり、決算見込みが難しい。		
令和 5 年度の目標又は改善策	適正かつ公平な課税を行うため、未申告者に対する文書勧奨、実態調査を継続し、公平性の確保を図る。 国税連携による配当、報酬データ、税務署経由の生保・損保の課税資料については、年度の早い段階で調査を行い、適正な課税を行う。併せて、期限内申告を徹底させていくことで、事務の軽減につなげていく。 電子化された給報、年報、申告書の取込みをスムーズに行い、住民税申告書の入力や課税チェックに時間をかけるようにする。また経験年数に問わず、正確な課税事務を行うため、ダブルチェックの体制をとる。併せて、e-LTAX や国税連携等のセキュリティ対策研修等に積極的に参加する。 電子化可能とされる書類等は、可能な限り早急に対応するようする。 法人町民税については、日頃より経済や社会の動向等に注意し、決算報告や説明会資料を確認する。また、企業訪問の際の情報を活用していく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標	正確な町県民税の賦課							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	適正かつ公平な課税を行い、町県民税の徴収に努める。					
項 目（単位）		R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	e L T A Xや国税連携の電子媒体によるデータ連携について、より知識を深め情報交換、情報収集や税知識の向上に努める。
R7 年度	e L T A Xや国税連携の電子媒体によるデータ連携について、より知識を深め情報交換、情報収集や税知識の向上に努める。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	例月事務・・・（特・普・年金・法人の異動事務）、申告書合算、課税計算
5	例月事務、特別徴収納税通知書発送、3月末決算法人確定申告受付
6	例月事務、普通徴収納税通知書発送
7	例月事務、課税状況調、年金特徴仮徴収の還付（4月、6月対象）、年金機構へ年金特徴通知
8	例月事務、当初課税チェック及び調査（扶養照会、重複照会、他市町照会、未申告者調査等）
9	例月事務、調査（扶養照会、重複照会、他市町照会、未申告者調査、配当・報酬調査等）
10	例月事務、調査（未申告者等）
11	例月事務、3月末決算法人予定申告受付
12	例月事務 次年度当初課税準備
1	例月事務、給報整理
2	例月事務、給報整理、町内確定申告
3	例月事務、確定申告書取込処理、給報・年金合算、確定申告相談応援者派遣（小牧勤労センター）

■目標又は改善策に対する取組内容

課税資料の電子化で、大多数の事業所が電子送信で提出するようになり、これに対応するための知識の向上やシステムの改修を進めていくことができた。

未申告者に対し、税務署からの課税資料を活用し、手紙や電話にて申告を促した。

法人町民税法人割の予算について、日頃から経済や社会の動向に注視しながら、決算報告やホームページ等を確認し、また電話にて情報提供いただき活用することに努めた。

確定申告会場では、電話予約に加えスマホでの予約枠を拡充し、当日並ぶことなく会場に来ていただける等、利便性を高めた。

■評価

- ・未申告者に対して文書勧奨を8月・9月の2回行い、問い合わせ等が合った方に対しては、申告について相手の方にご納得していただく様に丁寧な説明に努め、自主申告を行っていただいた。
- ・2月・4月に国税連携により送られてきたデーターを迅速に確認し、適切な課税を行い、納税者には期限内申告の徹底を図り、事務の効率化を図った。
- ・企業訪問では、直接企業の担当者から経営状況や納税の予測等を確認し、正確な法人町民税法人割の把握が出来た。
- ・関係各所との綿密な打合せや近隣市町との情報共有に徹し、また効率よく事務を進めるため、常にグループ内にて打合せすることにより、計画的に進めることができた。
- ・新年度課税事務では、すべての事務処理を各職員が経験し、効率的に事務処理を進めることができた。又、正確な課税事務を進めていく上で、情報連携やe-TAX等の電子システムを有効活用し、迅速で適正な課税ができた。

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 税務課	予算科目 款-項-目（事業）	02-02-04 （固定資産税事務事業）
事業名	固定資産税事務事業		

■ 基礎情報

目的	町が実施する福祉・教育・建設・ごみ処理等の様々な行政サービスを提供するための財源の確保		
事務内容	・ 土地家屋評価業務 ・ 土地家屋現地調査 ・ 税通処理業務 ・ 償却資産調査	・ 償却資産申告事務 ・ 固定資産税課税事務 ・ 課税更正事務	
現在における経過又は課題	土地の課税において、土地家屋合成図、農業委員会の農地転用届、法務局の登記簿等のデータを活用し、適時課税地目のチェックを行い、必要に応じて現地調査を実施している。より適切な課税をするために、土地の利用変更の情報等を迅速に把握する必要がある。 家屋の課税においては、建築家屋を把握し家屋調査を実施すると同時に、建替え等による家屋取壊しの把握に努めている。しかし、取壊しについては、広報やホームページで届出の啓発をしているが、未届けも多く、把握が難しいため、家屋の取壊しについて町内の巡回等により迅速に把握する必要がある。 また、償却資産においては、税務署調査及び企業が備える固定資産台帳を提出していただき、申告書の相違を確認することにより適切な課税に努めている。 なお、固定資産税制は、納税者に複雑で、理解が難しいものとなっているため、調査時や窓口で分かりやすい説明をするよう努める必要がある。		
令和 5 年度の目標又は改善策	納税者に対して課税の仕組み等を分かりやすい説明ができるよう、職員の個々の資質向上のみでなく、グループ全体で税の知識や業務内容の共有化を図っていく。 土地及び家屋の現況調査の実施にあたって、よりの確に把握できるように計画的に現況調査を行い、調査資料についても基幹システムを活用し、より正確な資料を作成し、間違いのない課税を行う。 また、償却資産については、税務署調査及び企業が備える固定資産台帳を提出していただき、申告書の相違を確認する調査により適切な課税に努める。 固定資産税の仕組みを納税者にきちんと理解していただくために、訪問時や窓口での対応時や広報、ホームページなど様々な機会を利用しPRに努める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標	正確な固定資産税の賦課							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	納税者に固定資産税の理解をしていただくとともに、適正な課税を行う。					
項 目（単位）		R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	評価替え実施年度
R7 年度	令和9年度の評価替えに対する準備

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	納税通知書発送 随時 家屋調査
5	翌年度課税準備（土地家屋現地調査及び評価）／五市二町固定資産評価事務連絡協議会①
6	
7	土地価格時点修正作業
8	償却資産税務署調査（8月～11月）／五市二町固定資産評価事務連絡協議会②
9	
10	
11	五市二町固定資産評価事務連絡協議会③
12	償却資産申告書発送
1	翌年度課税データ作成、償却資産申告受付及び入力事務
2	
3	翌年度納税通知書作成

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・土地及び家屋の現況調査の実施においては、よりの確に把握できるように計画的な現況調査を行い、調査資料についても基幹システムを活用し、正確な資料を作成した。
- ・家屋の課税においては、広報で新增築家屋の評価（家屋調査）の依頼や未登記家屋の取り壊し届の提出について周知を図った。
- ・償却資産においては、税務署調査及び企業等が備える固定資産台帳の提出を依頼し、申告書の相違を確認する調査により適切な課税に努めた。
- ・納税者に対してわかりやすい説明ができるように、担当者だけでなくグループ全体で業務内容を把握し、知識や情報の共有化を図った。

■評価

- ・窓口や電話での問い合わせ等に対して、わかりやすい説明を行った。また、担当者だけでなくグループ内で業務や情報等の共有化を図り、グループ全体で対応できるようにした。
- ・土地及び家屋の現況調査は2人1組で計画的に実施し、的確に把握できるようにした。調査資料については、基幹システムを活用することにより、正確な資料を作成した。
- ・償却資産について、税務署調査及び企業等が備える固定資産台帳の提出を依頼し、申告書の相違を確認する調査により適切な課税に努めた。
- ・窓口や電話での問い合わせに対して、わかりやすい説明を行い、固定資産税の仕組みの理解に努めた。特に来庁者や家屋調査の折には、「固定資産税のしおり」を配布して固定資産税の理解を図った。

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 税務課	予算科目 款-項-目（事業）	02-02-05 （軽自動車税事務事業）
事業名	軽自動車税事務事業		

■ 基礎情報

目的	町が実施する福祉・教育・建設・ごみ処理等の様々な行政サービスを提供するための財源の確保		
事務内容	・ 軽自動車税（種別割）課税事務 ・ 軽自動車異動入力事務 ・ 原動機付き自転車等登録廃止事務 ・ 納税証明書発行事務 ・ 軽自動車税減免事務		
現在における経過又は課題	・ 町外に転出後、住所地を転々とされる方は、納税通知書が返戻されることもあり、転居先の追跡に時間を要することが課題になっている。 転出時に手続きの説明を実施してきたが、令和 2 年度から説明に合わせてチラシを手渡し啓発を進めている。 ・ 軽自動車税の減免について、近隣市町の施行状況を把握し、本町に合った減免の手続きを検討する。 ・ 令和 5 年 1 月 4 日から電子自動車検査証に変更されるので、それに伴い「納税証明の発給」「臨時運行許可業務」の業務で IC タグより記録情報を読み取る必要が新たに生じる。		
令和 5 年度の目標又は改善策	・ 転出時に軽自動車に関する手続きの必要性を分かりやすく説明するとともに、チラシによる啓発を進めていく。 ・ 他市町村の実施状況の情報収集に努めると共に、収納グループとも協議しながら、軽自動車税減免に係る手続きの見直しを進めていく。 ・ 電子自動車検査証への変更に伴い、IC タグより記録情報を読み取るカードリーダー等の必要資材を整えたと共に、「納税証明の発給」「臨時運行許可業務」の事務を滞りなく実施していく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標	正確な軽自動車税の賦課							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	軽自動車税の理解をしていただくとともに、適正な課税を行う。					
項 目（単位）		R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	令和6年1月1日から軽自動車の電子自動車車検査証開始
R7 年度	基幹システムの標準化に対応する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	当該年度 納税通知書作成
5	当該年度 納税通知書発送、翌年度課税用異動入力作業（通年）、転出車両調査（通年）
6	当該年度 口座振替納税者に係る納税証明書一括作成及び発送
7	
8	随時 納税証明書窓口発行
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 転出先や転居先の追跡については、戸籍保険課の協力により時間の短縮ができるようになった。
- ・ 軽自動車税の減免手続きについては、近隣市町の状況を把握しながら、本町にあった手続きができるように見直しの検討を進めた。
- ・ 電子自動車検査証に変更されることに伴い、「納税証明の発給」や「臨時運行許可業務」においてＩＣタグより記録情報を読み取る設備を整えた。

■評価

- ・ 納税通知書の返戻対策について、戸籍保険課の協力により効率化が図れるようになった。
- ・ 軽自動車税の減免手続きについて、継続の場合に障害者手帳等への「承認済印」の押印を廃止したため、郵送による減免申請ができるようになった。
- ・ 「納税証明の発給」や「臨時運行許可業務」が滞りなく実施できるようになった。

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 税務課	予算科目 款-項-目（事業）	02-02-06 (収納事務事業)
事業名	収納事務事業		

■基礎情報

目的	税の公平な負担と税収入の確保	
事務内容	・ 滞納整理、処分事務 ・ 督促、催告事務 ・ 滞納者管理事務	・ 収納事務 ・ 不納欠損事務
現在における経過又は課題	日本経済は新型コロナの感染拡大にともなう社会状況から、経済活動の制限が徐々に解除され、景気は回復傾向にあるといわれているが、多くの労働者の年間所得は依然として厳しい状況が続いており、さらに昨今の物価上昇も相まって、家計に与える影響は深刻なものとなっており、納税に対する優先順位や意識低下が懸念されている。 このような状況下で、新規滞納者に対する滞納整理初動体制の推進がより重要と考えられるため、文書や電話による催告を滞納発生直後に実施することで新規滞納者を抑制していく必要がある。 また、これまでと同様に、高額・悪質滞納者に対して厳正な滞納処分の執行と納税に対する意識付けはもちろん、雇用形態の変貌（短期雇用や派遣雇用等）により目まぐるしく転入転出を繰り返し、その都度滞納を生み出す者への対応、更には、今後益々増加する外国人労働者への納税対応も講じていく必要がある。 前述の対応とともに、過去に対応した長期少額分納者や約束不履行者に対する滞納整理方法の見直し等、国民健康保険税所管課等各機関との連携を含め、更なる事務事業の改善を念頭に、徴税吏員としての職務を遂行していく必要がある。	
令和 5 年度の目標又は改善策	新規滞納者に対しては、初期段階において速やかに文書催告等を行い、滞納の増加抑制や滞納の再発防止を念頭に、個々に応じた計画的な滞納整理（分割納付案内や滞納処分の執行等）を行う。収納率の向上に努めることはもちろんであるが、何より、新たな滞納が生じた背景等を推察しながら十分な納税折衝を実施し、納税へと導く。そうした対応により、納税意識の低下を防止し、意識の高揚を図ることで収納率の向上を目指す。 継続した対応策として、高額・悪質滞納者や過去に対応した長期少額分納者や約束不履行者に対しては、必要に応じ差押を執行したり、差押を前提とした納税折衝を踏まえ、滞納処分の執行停止や納税の緩和制度の活用等、必要な法的手段を使って納税へと導いていくとともに、賦課担当や国民健康保険税所管課等との連携を密に図り、徴税吏員としての心構えや滞納整理に対する基本方針を共有する。	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標	町税収納率							
H26 実績値		R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	R7 目標値
98.3%		98.9%	98.6%	98.8%	98.9%	99.0%	98.9%	99.0%

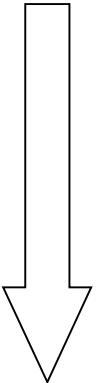
■3年間の目標

目 標	町税収納率の向上					
項 目（単位）		R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	R7 目標
町税収納率の向上		98.8%	98.9%	99.0%	98.9%	99.0%

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	・ 収納率 98.8%を達成する為、効率的で効果的な滞納整理を進めていく。
R7 年度	・ 収納率 98.9%を達成する為、効率的で効果的な滞納整理を進めていく。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容	
	【管理業務】 随時：口座登録・管理事務 公簿財産等照会事務 日次：収納消込事務 月次：収納月締事務 督促状発送（納期限の20日以内） 口座振替関係事務	【滞納整理業務】 随時：納税相談事務 差押財産等調査・差押執行事務 日次：分納管理・履行確認事務
4	催告書発送	
5		
6	滞納繰越（現年分）事務	
7		
8	催告書発送	
9		
10		
11		
12	催告書発送	
1		
2		
3	不納欠損事務、滞納繰越（過年分）事務	

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・新規滞納者に対しては、速やかに文書催告等を行い、早期の納付を促した。
- ・累継続した対応策として、分納約束不履行者に対しては、呼び出し状を送付し、不履行に至った理由を聴き取り、新たに分納誓約を締結し、なお不履行が続く場合や、呼び出し状に応じない者については、勤務先への給与調査や金融機関への預金調査等を実施し、状況により差押を執行した。
- ・生活困窮者及び居所不明者については、滞納処分の執行停止措置を実施した。
- ・賦課担当や国民健康保険税所管課等との連携を図り、徴税吏員としての心構えや滞納整理に対する基本方針を共有して滞納者との折衝にあたった。

■評価

- ・文書催告等を確実にを行い、画一的な対応では無く、滞納者の個々の生活状況に応じた画的な滞納整理（分割納付案内や滞納処分の執行等）を行うことが出来た。
- ・滞納繰越分の収納率については、前年の収納率を上回ることが出来た。
- ・催促や納税相談に応じない、悪質滞納者に対しては、差押（預金、給与、不動産賃料）を実施した。
- ・日頃から賦課担当や国民健康保険税所管課等との連携を密に図り、徴税吏員として滞納整理に対する基本方針を共有する事が出来た。